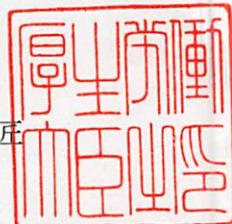


厚生労働省発保 1102 第 11 号
平成 30 年 11 月 2 日

行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所 弁護士山中理司 様

厚生労働大臣 根本 匠



平成 30 年 10 月 1 日付けの行政文書の開示請求(同月 3 日受付、開第 2678 号)について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

国民健康保険法施行規則 32 条の 7 の 2 に基づく医療費通知の標準的書式を定めた通達その他の文書(最新版)

2 不開示としたその理由

開示請求のあった行政文書については、作成しておらず、これを保有していないため、不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 2 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(決定があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることにご注意ください。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があつたことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(決定があつたことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることにご注意ください。)。

3 担当課等: 厚生労働省保険局国民健康保険課 TEL: 03-5253-1111 (内線 3138)